第二の二の次に次のように加える。

二の二　平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十四年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二の三　平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十一年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十五年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の三中「第二の一」の下に「及び二」を加える。

第二の五を第二の六とし、第二の四を第二の五とし、第二の三の次に次のように加える。

四　ベトナム人看護師等　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定する者をいう。

第三の一中「第二の一の1の⑵」の下に「及び⑶」を加え、「⑵及び⑶」を「⑴のロ及びハ（同告示第二の二の1の⑵において準用する場合を含む。）」に改める。

第四の一中「フィリピン人看護師等」の下に「、ベトナム人看護師等」を加える。

第四の五中「平成二十四年一月一日又は平成二十五年一月一日現在で、四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について平成二十三年十月一日又は平成二十四年十月一日現在で、それぞれ」を「、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で」に改め、同規定に次のように加える。

1　平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十四年一月一日
2　平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十五年一月一日
3　平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十六年一月一日
4　平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十五年一月一日
5　平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十六年一月一日

第四の六を第四の七とし、第四の五の次に次のように加える。

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

1　平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十三年十月一日
2　平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十四年十月一日
3　平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十五年十月一日
4　平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十四年十月一日
5　平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十五年十月一日

第五の一中「平成二十三年度看護師試験若しくは平成二十四年度看護師試験又は平成二十四年度介護福祉士」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める」に改め、同規定に次のように加える。

1　平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十三年度看護師試験
2　平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十四年度看護師試験
3　平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十五年度看護師試験
4　平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験
5　平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験

○法務省告示第百六十六号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第一中「第六節1⑷」の下に「又は⑹」を、「平成二十一年度」の下に「又は平成二十二年度」を、「期間内に看護師国家試験」の下に「又は介護福祉士国家試験」を、「平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」の下に「又は平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」を加え、「（以下「平成二十四年度試験」という。）」を「（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）」を加える。

第二の一を次のように改める。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

第二の一の次に次のように加える。

一の二　平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十一年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1⑷の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十四年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

一の三　平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十二年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1⑷の規定に基づき滞在が許可される期間内に看講師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十五年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の四中「三において」を「五において」に改め、「特例フィリピン人看護師候補者」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を、「病院」の下に「又は介護施設」を加え、同規定を第二の六とする。

第二の三中「病院」の下に「又は介護施設」を、「（特例フィリピン人看護師候補者」の下に「及び特例フィリピン人介護福祉士候補者」を、「契約を特例フィリピン人看護師候補者」の下に「又は特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加え、同規定を第二の五とする。

第二の二を第二の三とし、同規定の次に次のように加える。

四　ベトナム人看護師等　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定する者をいう。

第二の一の次に次のように加える。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

二の二　平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十一年度に本邦に入国したフィリピン人介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1⑹の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。